

### 地域包括支援センター会計年度任用職員 介護支援専門員(ケアマネジャー)募集

市役所を拠点に、地域包括支援センター業務および高齢者の支援に関する業務に従事する介護支援専門員(ケアマネジャー)を募集します。

**業務内容** 高齢者に関する相談業務、ケアプラン作成業務

**応募資格** 介護支援専門員の資格を有し、普通自動車免許をお持ちの方

**募集人数** 1人

**勤務日時** 月々金曜日 午前9時～午後5時(7時間)

**勤務開始日** 11月1日(予定)

**報酬等** 日給1万2千691円

※要件を満たす場合は、通勤手当・期末手当の支給、社会保険・労働保険の加入、有給休暇の付与あり

**選考方法** 書類選考後、面接を実施

**問い合わせ** 高齢者支援課 包括支援係

### 第11回特別弔慰金の申請はお済みですか？

**支給対象者** 戦没者等の死亡時の遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による遺族1人

(1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母②孫③祖父④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が替わります。

(4) 前記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです。

**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

**請求期間・窓口** 令和5年3月31日までに福祉総務課庶務係(市役所3階)へ

※請求期間を過ぎると、弔慰金を受けることができません。

※新型コロナウイルス感染症対策として、電話で事前予約をお願いします。

**問い合わせ** 福祉総務課庶務係

### 介護保険料の10月以降の特別徴収(年金天引き)額

介護保険料を年金から天引きしている方については、前年の収入の変動などにより、仮徴収額(4月・6月・8月)と本徴収額(10月・12月・2月)が大きく変動することがあります。そこで、10月から翌年

度内に、できるだけ均等に天引きができるように、市が一部の方について、8月の天引き額を調整しています。

調整の結果、10月以降の天引き額が8月に比べて増減する場合があります。

### 年金生活者支援給付金

令和3年の年金生活者支援給付金の支給は、令和3年10月分から該当者に支給され、年金とは別に、年金の振込先口座に振り込まれます。

**請求手続き** 日本年金機構が令和2年所得情報に基づき、支給要件を満たしているか判定を行い、該当者へ請求書を送付しますので、手続きをしてください。

手続きが遅れてしまうと、支給月が遅くなることや支給されない月が発生することがありますのでご注意ください。

支援給付金には、次の3種類があります。

① **老齢年金生活者支援給付金(補足的老齢年金生活者支援給付金)**

対象 次のすべてを満たしている方

- ▽65歳以上で、老齢基礎年金の受給者
- ▽請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税
- ▽前年の年金収入額とその他の所得額の合計が、所得基準額(88万1千200円)以下

**給付額(月額)** 表のA、Bの合計額

※国民年金保険料(保険料)納付済み期間等に応じて算出されます。

※Bの額は毎年の老齢基礎年金額の改定に応じて変動します。

② **障害年金生活者支援給付金**

対象 次のすべてを満たしている方

- ▽障害基礎年金の受給者
- ▽前年の所得が47万1千円以下

**給付額(月額)** 障害年金1級6千288円、障害年金2級5千300円

③ **遺族年金生活者支援給付金**

対象 次のすべてを満たしている方

- ▽遺族基礎年金の受給者
- ▽前年の所得が47万1千円以下

**給付額(月額)** 5千300円

※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5千300円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

※②③とも扶養親族等の数に応じて増額されます。

**その他**

- ▽支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則として不要です。
- ▽支給要件を満たさなくなった場合、支給されません。その際は「年金生活者支援給付不該当通知書」が送付されます。
- ▽次のいずれかに該当する場合は、支給されません。
  - ①日本国内に住所がないとき
  - ②年金が全額支給停止のとき
  - ③刑事施設等に拘禁されているとき
- ※①③は届け出が必要になりますので、お問い合わせください。

**問い合わせ** 年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570・054092 (050で始まる電話からは☎03・553992216)

※月曜日：午前8時30分～午後7時、火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は翌開所日は午後7時まで

※祝日(第2土曜日を除く)、年末年始を除く

▽青梅年金事務所 ☎30・3410

※お問い合わせの際は、年金証書、年金手帳など基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

詳細は、7月に送付した「介護保険料納入通知書」に同封の「介護保険料納入通知書の見方(例)」の裏面または市ホームページ(記事ID:1250)をご覧ください。

**問い合わせ** 介護保険課 介護保険管理係



### 幼児・児童用自転車ヘルメット購入費用の一部助成を行っています

市では、自転車ヘルメットの普及を図り、交通事故の防止と交通事故被害を軽減するため、幼児・児童用自転車ヘルメットを事業協力店で購入の際、費用の一部を助成しています。ぜひご利用ください。

**申請できる方** 市内在住の13歳未満の幼児・児童の保護者

**助成内容** 幼児・児童用自転車ヘルメット(SGマーク付き) 1個につき上限2千円

※当該年度幼児・児童1人につき1個

※事業協力店で取り扱っているものに限りです。

**購入方法** 事業協力店(下表参照)でヘルメットを購入する際、市が発行する助成券を提出し、助成額を差し引いた金額を支払ってください。

※助成券は、申請受理・内容審査後、助成決定通知書とともに送付します。(申請受理後、2～3週間程度かかります。)

※郵送可

申請方法 申請書に記入し、市民安全課市民安全係へ

※午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日除く)

※申請書は市ホームページ(記事ID:657)からダウンロード可

店名	所在地	電話
長谷川オートサイクル	勝沼3-92-5	22-4498
自転車人の店クロ	日向和田3-535	27-4261
チェリスタ	-11	
青柳商店	本町152	22-2610
和田自転車店	日向和田3-522	22-4397
吉川サイクル商会	駒木町1-737	22-4667
輪千自転車店	友田町2-677	22-0644
田中輪業	千ヶ瀬町2-258	24-0540
サイクルスポーツのぞき	大門1-761-13	24-2245
岡ちゃんサイクル	河辺町7-10-10	32-1808
自転車コーキ屋	河辺町10-11-4	78-3658

### ひきこもり講演会・相談会

**講演会** ひきこもり支援の指導員が、支援現場での家族間の対話事例などをもとに、家族間の対応法とひきこもりからの自立を考えます。

**日時** 10月21日(木) 午後7時から

**会場** 市役所2階204、206会議室

**講師** (特非) 青少年自立援助センター職員

**定員** 先着50人

**直接会場へ相談会** ひきこもりの状態が長期化する、社会的自立が困難となり、社会から孤立していく状況に陥りやすい傾向があります。このような状況を改善するための第一歩として、ひきこもりの問題を抱えているご家族への支援のため相談会を開催します。

**日時** 11月1日(月)、2日(火)、4日(木) ①午前9時から②午前10時から③午後1時10分から④午後2時40分から

**会場** 市役所内相談室

**対象** ひきこもりの家族および本人

**定員** 各日先着4家族(予約制)

**その他** 専門的知識を持ち、経験豊かな相談員が相談を受け付けます。

**申し込み** 電話で生活福祉課生活自立支援担当へ

**随時相談** 随時ひきこもりに係る相談を受け付けています。

※1回あたり80分以内

**申し込み** 電話で生活福祉課生活自立支援窓口 ☎23・5888 または生活福祉課へ

**費用無料**

**問い合わせ** 生活福祉課生活自立支援担当

表 給付額の算出方法

	A. 保険料納付済み期間に基づく金額		B. 保険料免除期間に基づく金額	
	基準額	計算式	全額免除 3/4免除 1/2免除	1/4免除
基準額	5,030円		10,845円	5,422円
計算式	基準額×納付済み期間÷480月×調整支給率(※)		基準額×免除期間÷480月	

※前年の所得額が781,200円を超え881,200円以下の方は、調整支給率(毎年の老齢基礎年金額の改定に応じて変動)を乗じ、「補足的老齢年金生活支援給付金」として支給されます。